

社援発 0304 第 18 号
令和 8 年 3 月 4 日

各 民間団体の長 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業の実施について

標記について、別紙のとおり、「介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業実施要綱」を定め、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

介護福祉士養成施設における教育の充実モデル支援事業実施要綱

1 目的

介護福祉士養成施設における ICT を活用した教育の促進により、教育の質の向上及び介護現場に即した技能を修得した介護福祉士の養成を行えるよう ICT 導入の支援を行う。加えて、外国人留学生に対する日本語教育の体制強化を行う取組に対し支援を行い、これらの成果等を取りまとめ、その取組を普及・啓発するため横展開を図る。

2 実施主体

実施主体は、公募により採択された法人とする。

3 事業内容

実施主体は、(1) ①から⑤、及び(2) ①から⑤の事業を実施する。

(1) ICT 活用支援

① 事務局の設置

実施主体は、事業の円滑な実施に向けて、事業全体の運営・進捗管理を行うための事務局を設置する。

なお、当該事務局は、事業の実施に当たり、主体的に活動することとし、実施主体の中において養成施設を支援する支援チームを設置し、厚生労働省及びその他関係者と密接にコミュニケーションをとり、支援チームが行う支援のサポート等を行うこととする。

② 支援チームの設置

厚生労働省が選定したモデル養成施設に対して、介護福祉士養成課程の現状や課題分析のほか個別のプロジェクトの実行支援及びその評価・効果分析等を伴走支援するための支援チームを設置する。

③ モデル養成施設への伴走支援の実施

事務局は、支援チームが行う以下のアからウの支援等に際して必要な連絡調整や議事録等作成のほか事業を円滑に実施するために必要な支援を行うこと。

支援チームは、伴走支援の回数をモデル養成施設との協議の結果決定すること。また、現地支援・オンライン支援など支援方法についてもモ

デル養成施設と協議のうえ決定すること。

ア 現状・課題分析等のための支援

モデル養成施設における現状や課題、支援ニーズを確認し、必要な助言や支援等を行う。

イ ICT等の導入支援

現状・課題に即したICT等の導入が行えるよう、適切な機器の選定や活用方法について助言や支援等を行う。

ウ 授業計画等の作成支援

導入した機器等を用いた教育を行うにあたって、教育効果が高まるよう、授業計画作成を支援し、実際の教育において適切に実施されているかを確認する。

④ 全国へ普及するための事例集の作成、研修会等の実施

本事業の検討・実施過程を踏まえ、他の介護福祉士養成施設においても効果的にICT活用が図られるよう効果、課題、取組手法等を整理した事例集を作成のうえ、それを活用し、関係団体や都道府県等と連携した教員を対象とした研修等を開催し、横展開を図る。

⑤ 成果の報告

実施主体は、事業で得られた成果を報告書に取りまとめる。今後の事業実施に資するよう、次に掲げる内容を盛り込んだものとし、報告書の概要と併せて、補助事業完了日の属する年度の翌年度4月末日までに電子媒体（USBメモリを除く）により福祉基盤課福祉人材確保対策室（以下「当室」という。）に提出すること。

- ・ 事業全体の経過
- ・ 事業効果の評価・分析
- ・ ④において作成した事例集等

(2) 日本語教育支援

① 事務局の設置

実施主体は、事業の円滑な実施に向けて、事業全体の運営・進捗管理を行うための事務局を設置する。

なお、当該事務局は、事業の実施に当たり、主体的に活動することと

し、実施主体の中において養成施設を支援する支援チームを設置し、その他関係者と密接にコミュニケーションをとり、支援チームが行う支援のサポート等を行うこととする。

② 支援チームの設置

厚生労働省が選定したモデル養成施設に対して、介護福祉士養成課程の現状や課題分析のほか個別のプロジェクトの実行支援及びその評価・効果分析等を伴走支援するための支援チームを設置する。

③ モデル養成施設への伴走支援の実施

事務局は、支援チームが行う以下のアからウの支援等に際して必要な連絡調整や議事録等作成のほか事業を円滑に実施するために必要な支援を行うこと。

支援チームは、伴走支援の回数をモデル養成施設との協議の結果決定すること。また、現地支援・オンライン支援など支援方法についてもモデル養成施設と協議のうえ決定すること。

ア 日本語学校との連携支援

窓口となる介護福祉士養成施設と日本語学校の連携について、調整を行い、外国人留学生に対する教育力が向上するよう支援する。

イ 地域の養成施設との連携支援

モデル養成施設以外の地域の養成施設に対して日本語教員による巡回指導や養成施設教員への研修が行えるよう、モデル養成施設とその他地域の養成施設間での連携を支援し、研修実施の調整を行う。

ウ 養成施設における外国人留学生に対する教育への支援

日本語学校の教員により、外国人留学生の日本語能力を適切に評価し、介護福祉士国家試験の合格に向けて、養成施設において外国人留学生の日本語の課題に対応した学習ができるよう支援を行う。

④ 全国へ普及するための事例集の作成、研修会等の実施

本事業の検討・実施過程を踏まえ、他の介護福祉士養成施設においても効果的に日本語教育支援が実施できるよう効果、課題、取組手法等を整理した事例集を作成のうえ、それを活用し、関係団体や都道府県等と連携した教員を対象とした研修会等を開催し、横展開を図る。

⑤ 成果の報告

実施主体は、事業で得られた成果を報告書に取りまとめる。今後の事業実施に資するよう、次に掲げる内容を盛り込んだものとし、報告書の概要と併せて、補助事業完了日の属する年度の翌年度4月末日までに電子媒体（USBメモリを除く）により福祉基盤課福祉人材確保対策室（以下「当室」という。）に提出すること。

- ・ 事業全体の経過
- ・ 事業効果の評価・分析
- ・ ④において作成した事例集等

4 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める「生活困窮者就労準備支援事業費等（民間団体実施分）の国庫補助について」（令和8年3月4日付け厚生労働省発社援 0304 第20号厚生労働事務次官通知）に基づき、予算の範囲内で補助する。

5 事業採否の決定方法

本事業の実施主体は、別に定める評価委員会における事業の評価を踏まえ、決定する。

6 留意事項

- (1) 実施主体は、事業実施に当たり、当室に対して定期的な連絡及び協議を行い、当室の指示に従って事業を遂行すること。
- (2) 実施主体は、モデル養成施設や、支援チーム等の関係者間で相互に連携を図りながら事業を遂行すること。
- (3) 本事業により作成された成果物は、補助事業終了後の活用方法を当室に協議すること。
- (4) 成果物作成に当たっては、情報の正確性や個人のプライバシーに十分配慮した上で行うこと。